



(別紙1)

那賀町SS過疎地対策計画

当初計画の変更箇所及び変更後の計画

令和8年9月15日

徳島県那賀町

<本資料の位置付け>

本資料は、「那賀町SS過疎地対策計画変更資料」の別紙として、令和2年2月に策定した「那賀町SS過疎地対策計画」の変更箇所及び変更後の計画内容を示すものである。
本資料及び本編に記載のない事項については、従前の計画を継承する。
本変更は、令和8年9月15日付けで決定した。

< 当初計画の変更箇所 >

今回の計画変更では、当初計画の基本方針を継承しつつ、鷺敷地区に整備するSSのタンク方式及び取扱油種を変更するとともに、油種別容量の取扱い及び設備仕様等の決定方法を整理し、アクションプランを更新する。

当初計画の該当箇所	当初計画	変更後
33ページ 「燃料供給体制維持の基本方針」	町内5地区単位で一定の燃料供給体制を維持・確保	変更なし
34ページ 「燃料供給体制維持方策」	地上タンク式によるローコスト型SSを導入	地下タンク式SSを導入
35ページ 「鷺敷地区におけるSSの導入」	地上タンク式はコスト面で優位と想定	敷地条件、安全性、土地の有効活用等を総合的に評価し、地下タンク式を採用
37ページ 「販売量の検討条件」	レギュラーガソリン及び軽油を取り扱う	灯油を取扱油種に追加し、地域の需要に応じた配達サービスを行う方向で検討
38ページ 「試算条件」	レギュラーガソリン12kL、軽油6kLを仮定	油種別容量は需要見込み、敷地条件、災害時の供給機能等を踏まえて決定
39ページ 「地上タンク式SSイメージ」	地上タンク式SSを想定	地上タンク式SSイメージは変更後の計画には適用しない。地下タンク式を前提に施設構成等を検討
43ページ 「燃料供給体制維持の将来像」	地上タンク式・2油種	地下タンク式・3油種を前提とした将来像に変更
44ページ 「アクションプラン」	当初計画策定時点の工程	変更資料本編に示す現在の進捗及び今後の工程に更新

※本表は当初計画の変更内容を要約したものである。

< 変更後の計画 >

➤ 鷺敷地区における地下タンク式SSの新設

鷺敷地区において、地域住民の利便性確保、生活燃料の安定供給及び災害時の燃料供給体制の強化を図るため、新たなSSを整備する。

当初計画では**地上タンク式によるSSの導入**を想定していたが、施設計画の具体化に伴い、協議会委員及び燃料供給施設の整備・運営に知見を有する関係者から得られた意見を踏まえ、タンク方式を再検討した。

地上タンク式にも基礎、衝突防止設備その他の附帯設備が必要となること、整備予定地の敷地面積が限られていること、安全で円滑な車両動線及び給油スペースを確保する必要があること等を踏まえ、整備費、敷地条件、安全性、土地の有効活用等を総合的に評価し、**地下タンク式を採用**する。

住民ニーズ、高齢者等の灯油運搬負担及び災害時の供給確保を踏まえ、**レギュラーガソリン、軽油及び灯油の3油種を取り扱う**。

灯油については、店頭販売に加え、地域の需要に応じた配達サービスを行う方向で検討する。既存の灯油販売事業者とは継続的に意見交換を行い、必要な協議・調整を行う。



< 変更後の計画 >

➤ 施設仕様及び運営方式

地下タンクの油種別容量、計量機その他の設備仕様は、次の事項を総合的に踏まえ、関係機関等との協議及び設計を通じて決定する。

- 地域における燃料需要の見込み
- 災害時に必要となる燃料供給機能
- 整備予定地の条件及び車両動線
- 施設の安全性及び利便性
- 整備費及び維持管理面
- 関係法令上の基準

施設の基本的な安全性及び機能を確保した上で、今後選定する運営事業者から施設運営上の意見を聴取し、**整備費等への影響も考慮しながら、必要かつ合理的な範囲で施設仕様への反映を検討**する。地下タンク式を採用した場合においても、計量機等の地上設備について、適切な配置、防護設備及び車両動線等により、車両の接触・衝突を防止するための安全対策を講じる。
施設は、**町が整備し、民間事業者が運営する公設民営方式**を基本とする。